

堺市泉北高速鉄道等通学費補助金返納・返還命令書

第 \_\_\_\_\_ 号  
 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

様

堺市長



\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定通知をした堺市泉北高速鉄道等通学費補助金について、堺市泉北高速鉄道等通学費補助金交付要綱の規定により、次のとおり返納・返還するように通知します。

利用者氏名	
補助番号	次回申請時に補助番号を交付申請書へご記入ください
返納・返還すべき金額	_____ 円
返納・返還期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日

1 堺市補助金交付規則第 18 条第 1 項の規定による取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。

2 補助金の返納又は返還を命ぜられ、これを納期までに納付しなかつたときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。